「小樽市人口対策会議」の設置について

1 人口対策の検討

- ●わが国では子供を産み育てる世代の女性が減少しているため、人口減少社会は今後長期にわたることがほぼ確実な状況にあり、現在国や北海道においては人口対策の検討を行っている状況にあります。また、国立社会保障・人口問題研究所などによる推計では、本市の人口や若年女性が大きく減少することが推計されているほか、平成25年はここ数年では大きな減少数となったことから、危機感はこれまで以上に高まっています。
- ●人口対策は本市における最重要課題であることから、これまでの取組を踏まえながらも「小樽」としてできることは何なのか、本市の現状に即した効果的な施策・事業を展開していくため、また、活力ある小樽市と持続可能な自治体運営のため、改めて人口対策を検討することとしたものであり、「人口対策庁内検討会議」に続き、このたび「小樽市人口対策会議」を設置いたします。

2「人口対策庁内検討会議」(8月に設置済みです。)

- (1)役割:①人口動向、これまでの取組の整理、今後の施策の方向性をとりまとめる。
 - ②庁内における検討とともに、「小樽市人口対策会議」での議論を踏まえ、人口 対策事業の検討を進める。
 - ③今後の施策の方向性と事業を決定し、施策へ反映する。
- (2)構成:市長、副市長、教育長、関係部長職。

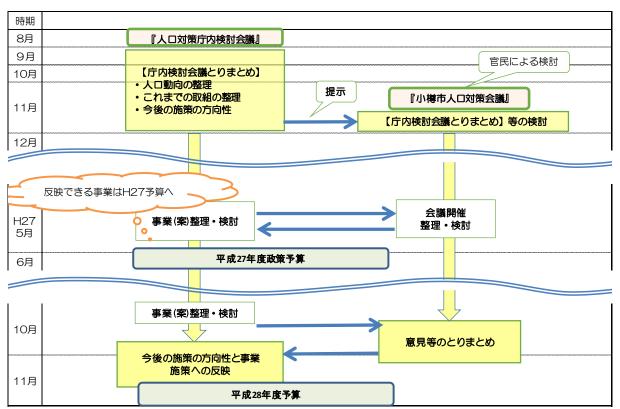
(総務部・財政部・産業港湾部・生活環境部・医療保険部・福祉部・保健所・建設部・教育部)

3「小樽市人口対策会議」(11月設置~平成27年10月31日…5回程度の開催を予定)

(1)役割: 庁内検討会議でのとりまとめなどを基に、人口減少要因に関する事項や、今後の人口対策に関する事項を検討し、庁内検討会議に対する意見等をとりまとめる。

(2)構成:行政、学識経験、雇用労働、経済、子育て、教育、市民、公募の委員。

○スケジュール概要



「小樽市人口対策会議」委員名簿

(敬省略)

	団 体 等	委員名
1	北海道	後志総合振興局地域政策部長石川政宣
2	国立大学法人 小樽商科大学	理事(教育担当副学長) 鈴木 将史
3	小樽公共職業安定所	所長 布谷 克尋
4	小樽商工会議所	人口減少対策特別委員会委員長 佐林 史明
5	一般社団法人 北海道中小企業家同友会 しりべし・小樽支部	幹事 髙橋 斎
6	NPO 法人 北海道子育て支援ワーカーズ	理事 新谷 由美子
7	小樽市退職校長会	会員 山川 隆
8	小樽市総連合町会	常任理事・事務局長 片岡 信美
9	小樽商科大学生	佐藤 美帆
10	市民公募	荒木 英輔
11	小樽市	副市長 貞村 英之

小樽市人口対策会議設置要綱

(設置)

第1条 人口対策は本市における最重要課題であることから、各界の意見を聞くとと もに必要な対策を検討することを目的に、「小樽市人口対策会議」(以下「会議」と いう。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 会議の検討事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本市における人口減少の要因に関する事項
 - (2) 今後の人口対策に関する事項
 - (3) その他人口対策に関し必要な事項

(委員)

- 第3条 会議は、市長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は委嘱の日から、平成27年10月31日までとする。

(組織)

- 第4条 市長は、委員の中から、会議の座長を指名する。
- 2 座長は会議を主宰し、会務を総理する。

(運営)

- 第5条 会議は座長が招集する。
- 2 会議は委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 会議の庶務を行うため、小樽市総務部企画政策室に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

(初会議の招集)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。